

事業承継協議会の中間報告

Q : 事業承継協議会による中間報告がまとめられたようですが、どのような内容だったのですか？

A : 非上場株式に係る事業承継税制の見直しが中心になっています。

【解説】

中小企業の事業承継に係る課題を解決する目的で立ち上げられた事業承継協議会は、このほど、中間報告を取りまとめ公表しました。概要は、次のようなものです。

① 検討の趣旨と方法

非上場株式に係る事業承継税制の見直しを中核とし、事業用資産に係る税負担減免措置を中心に、非上場株式の評価や納税の円滑化を検討すべきとしました。

② 事業用資産の移転に係る税制措置

事業承継者の承継後の納税負担が、事業の継続・発展のために有意に減免されることが重要であるとしたうえで、土地と非上場株式の減額制度の差異(減額幅が土地が80%、株が10%)を改め、これらの均衡を図るべきである、現に特定事業用宅地で実現している80%以上の減額を前提に事業用資産の大幅減額制度を検討すべきであるとしました。

③ 非上場株式の評価

類似業種比準方式、純資産価額方式、配当還元方式のいずれも見直し、更なる検討が必要としました。

④ 納税の円滑化

納税制度、要件の見直しが必要としました。

